

宿泊約款

（適用範囲）

第1条 当施設が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

（宿泊契約の成立）

第2条 宿泊契約は、当施設が宿泊予約の申込みを承諾したときに成立するものとします。

（チェックイン・チェックアウト）

第3条 チェックインは15時から18時まで、チェックアウトは10時とします。

2 18時を過ぎてもご連絡なくご到着がない場合、予約を取り消す場合があります。

（宿泊料金の支払）

第4条 宿泊料金の支払いは、予約サイトを通じた決済その他当施設が指定する方法によるものとします。

2 現地でのクレジットカードのご利用はできません。

（契約解除・キャンセル料）

第5条 宿泊者は、当施設に申し出るにより、宿泊契約を解除することができます。

2 宿泊者の都合により宿泊契約が解除された場合、次のキャンセル料を申し受けます。

解除の時期	キャンセル料
29日前まで	無料
28日前から	宿泊料金の50%
6日前から	宿泊料金の100%
当日	宿泊料金の100%
連絡なしの不泊	宿泊料金の100%

（当施設からの契約解除）

第6条 当施設は、次の場合、宿泊契約を解除することがあります。

- 一 宿泊者が施設内で法令や公序良俗に反する行為を行うおそれがあると認められるとき
- 二 天災その他不可抗力により宿泊の提供ができなくなったとき
- 三 その他当施設が定める利用ルールに従わないとき

（施設の利用）

第7条 宿泊者は、施設内において次の事項を遵守するものとします。

- 一 定員を超える人数での宿泊をしないこと
- 二 ベッド・家具等を本来の用途以外で使用しないこと
- 三 施設・設備を故意又は過失により破損した場合は、実費を弁償すること

（損害賠償）

第8条 当施設は、当施設の責めに帰すべき事由により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、天災その他当施設の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではありません。

（緊急時対応）

第9条 当施設は無人運営のため、施設内で急病・事故等が発生した場合は、宿泊者にご案内する緊急連絡先（LINE・メール・メッセージ等）へご連絡いただくものとします。当施設は速やかに対応するとともに、必要に応じて委託先事業者による現地対応を行います。

（管理・運営）

第10条 施設名：KaedaTerrace

事業者：船木 宰（KaedaTerraceオーナー）

所在地：宮崎県宮崎市鏡洲868-2

旅館業営業許可：宮崎市保健所 宮保衛指令第104号3（簡易宿所）